

情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波利用環境委員会  
CISPR A作業班（第13回）議事要旨（案）

- 1 日時 令和元年7月5日（金）10時00分～
- 2 場所 総務省 中央合同庁舎2号館11階 共用1101会議室
- 3 出席者（順不同）
  - 【構成員】 田島主任、石上主任代理、兩宮構成員、安藤構成員、今村構成員、大西構成員、橘高構成員、篠塚構成員、登坂構成員、中嶋構成員、中村構成員、平田構成員、藤井構成員、星構成員、三塚構成員、宮田構成員
  - 【説明者】 島先CISPR16アドホックグループリーダー
  - 【オブザーバ】 チャカロタイ氏
  - 【事務局】 関口電波利用環境専門官、古川電波監視官、戸部電磁障害係長、前山官
- 4 議事概要
  - (1) 資料13-1 前回(第12回)議事要旨

事務局より、資料16-1について、既にメールにて構成員に確認済みの前回議事要旨案であるが、技術的な内容や法令に関するものについての修正はこの場あるいは次回作業班で発言し、字句上の修正があれば1週間以内に事務局へ連絡することで承認された
  - (2) 資料13-2-1及び資料13-2-2 CISPR16-4-2の国内規格化について

島崎CISPR16アドホックグループリーダーより説明が行われ、以下の質疑応答があった。

篠塚構成員： 小さい話として、資料13-2-1報告（案）のp2の4（1）アで「適合性判定を行うこと妨げない」となっていて、「を」が抜けている。

島先リーダー： 了。

篠塚構成員： 資料13-2-2のp12の序文で、最後のほうで、「製品規格が本編を引用しMIUに基づく適合性判定を行うことを、序文に追加した」となっているが、資料13-2-1では「行うことを妨げない」となっている。

島先リーダー： 資料13-2-2は一部抜けていたので、「妨げない」を追加する修正をする。

篠塚構成員： 了。

平田構成員： 資料13-2-1の序文の解説の中にだけ「適合性評価」という表現が使われている。規格本文の中では「適合性判定」という形である。評価と判定の使い分けはどのようにしているのか。表0-1のページの2行目に「適合性評価を行うためには、試験所及びそこに属する操作者が」というのがあり、その後に9ページの第4部第2編の説明の中で、適合性基準においてというところに括弧して「適合性評価の決定」とあるんですけれども、評価を行うのか。

田島主任： 適合性評価という語句がところどころしか使っていないということか。

- 平田構成員： ところどころでしか使っていないし、測定不確かさ自身は適合性判定のために使うということでこの文章をつくられていると思う。
- 田島主任： 評価ではなくて判定ではないかということか。
- 平田構成員： 評価という手順がどこにあるのかどうかというのを確認したい。
- 島先リーダー： 評価の仕方そのものしか書かれていないので、4.2 項も確かに評価ではなくて適合性判定として書いている。確認する。
- 田島主任： 語句の使い方だと思う。本来適合性判定の意味で使われているのであれば、語句の一致ということで統一するということがよいか。
- 島先リーダー： 確認して、多分判定であるがそちらで統一させていただきたいと思う。
- 田島主任： パワーポイントの先ほど篠塚構成員が説明された序文の表の下の3.1の用語の定義のところの説明で、「国際規格に無いこれらの用語の定義を他の国際規格に基づいて新たに設けた」と書いてあるが、これは英語の原文では用語の定義としては定義されずに使われているので、今回の答申の中ではこの用語を取り上げて、3.1で定義したという意味か。
- 島先リーダー： そのとおり。基本的にここの3つは、ISO/IEC に定義されている用語があり、実際使用しているが、ここの規格そのものに記載がない。
- 田島主任： 定義としての記載がないので定義の3.1に挿入した。
- 大西構成員： パワーポイントの6枚目、国内答申（案）の経緯がわかりづらい。国内答申としては今回が初めてということだと思うが、CISPR16-4-2 の第1版とか第2版も答申をしているように見えるが、最後になると初版と書いてある
- 島先リーダー： 見せ方を変える。
- 篠塚構成員： CISPR16-4-2 第2版修正1が初答申であるということか。
- 島先リーダー： そのとおりです
- 平田構成員： パワーポイントの6枚目で「ISO/IEC17025においてMIUの算定が要求され」とあるが、ISO/IEC17025にMIUという定義とMIUを算定する要求があるのか。
- 島先リーダー： 確か算出するような定義はあると思うが、それを判定まで全部使うということまでは書かれていないと認識している。
- 平田構成員： MIUというのを個別に17025で要求していた記憶がない。
- 島先リーダー： 不確かさはある。
- 平田構成員： 要素の一つとしては考えられるかもしれないが、MIUという定義があったかどうか記憶にない。
- 田島主任： 17025には、その不確かさを要求しているという記載はあるのか。
- 島先リーダー： それはある。
- 篠塚構成員： それがないと認定されない。
- 田島主任： 今のはMIUというところまでは出てきていなということか。そこは確認していただいて、正確にする。電波利用環境委員会の山中主査代理から事前のコメントがあったが、紹介すべきポイントをお願いする。
- 島先リーダー： こちらの資料は山中主査代理から修正の提案をいただいている。パワーポイントの7ページ目の規格の本文の表題、④番、測定装置の不確かさを用

いた適合性判定が英文にも書かれているが、さらに判定の基準と判定の方法とか、より具体的にこの章に何が書いているかを、入れたほうがよいということで、読んでわかりやすくしている。⑤番も、規格上は「妨害波測定」だけだが、こちらの追記も一緒にしている。非常にわかりやすいので採用したいが確認をお願いします。

田島主任： 本文じゃなくて、ここのパワーポイントの記述か。

島先リーダー： パワーポイントというか、これは全て本文の目次にリンクされている。

田島主任： 例えば本文で、修正されたのはどの辺か。

島先リーダー： 本文だと、2ページ、目次です。先ほどの4番の測定装置の不確かさのところである。ここの後ろに「適合性判定の基準(表1-Ucispr)」を追加。あと5項で、全ての表題のタイトルをわかりやすくということで、記述している。6項、7項、8項も同じです。

大西構成員： パワーポイントのスライドの3の目的だが、目的が書いてあるように見えない。6枚目のスライドで、CISPR16-4-2の第1版、第2版と来て、大体対象とするものがそろって、そろそろいけるという説明であるが今回そのCISPR16-4-2の第2版修正1を答申とする目的について書いたほうがよい。

島先リーダー： 製品規格でこれまで測定不確かさの要求が書かれてなく、製品規格によればばらばらだったが、ほとんどの製品規格で、このMIUをまず算出し、さらに判定にも使用するという大きな流れがバックにある。ただ、要求された側である試験者は、何するかよくわからないことから、今回検討させていただいている。

大西構成員： 目的はそこなので追加したほうが良い。

田島主任： 概要にも書かれていて、工業会からのニーズが高まってきている。

島先リーダー： ワードの概要に書いているので、そちらの文章をつけ加える。

雨宮構成員： 全体答申の比較の表の10項、ここだけCISPR22が残っているが理由は、10項のY型とV型、△型、これの削除は問題ないが、その前の3行の文章がそのまま来ていて、これはCISPR22が入っている。CISPR22はもうなく、CISPR32のインピーダンス安定化回路というのが出た。

島先リーダー： ここにCISPR22と残しているのは、AANの用語はCISPR16-1-2で定義されており、昔はもう一つISNと呼んでいた。ISNと呼んでいたのはCISPR22のみ。CISPR32でANNになるので、CISPR22ではインピーダンス安定化回路網(ISN)と呼んでいたという意味を込めて、この文章が残っている。

石上主任代理： 「呼んでいた」と過去形にしたらどうか。

島先リーダー： 実際CISPR22はもうないので、当時をよくご存じの方は、ISNと今でも言っている方がいるので、文章を残していた。今の提案で、進行形を「呼んでいた」に修正をしたい。

田島主任： その修正でご検討をお願いします。他に何もなければ、作業班では検討は終了する。

以上